

水産業持続化支援事業（漁業用燃油価格高騰対策補助金）の概要について

1 目的

原油価格の高騰により影響を受けている漁業者の負担を軽減し、漁業経営の安定化を支援するものです。

2 補助内容

市内で漁業を営む個人又は法人等が、令和5年又は令和6年中に漁業用の燃油を購入した場合に要した経費の一部を補助するものです。

3 補助対象者

市内で漁業を営む個人又は法人等で、次のいずれにも該当する者

- (1) 主たる収入が漁業であり、漁業を継続する意思があること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 令和5年又は令和6年分の燃油購入量が500ℓ以上であり、その証明ができること。

※採介藻漁業のみを営んでいる者は対象外とする。

4 補助対象燃油

漁業用に使用するため、令和5年又は令和6年に購入したA重油、軽油、ガソリン等
ただし、遊漁船用燃油、車両用燃油等は対象外とする。

5 補助金額

補助対象燃油の購入量に応じ、下表の9区分で補助金を交付する。

燃油購入量	補助金額	燃油購入量	補助金額
500ℓ～ 1,999ℓ	20,000 円	20,000ℓ～ 39,999ℓ	300,000 円
2,000ℓ～ 3,999ℓ	40,000 円	40,000ℓ～ 79,999ℓ	500,000 円
4,000ℓ～ 5,999ℓ	60,000 円	80,000ℓ～ 199,999ℓ	800,000 円
6,000ℓ～ 9,999ℓ	80,000 円	200,000ℓ～	1,500,000 円
10,000ℓ～19,999ℓ	150,000 円		

※補正予算額：27,410 千円

※令和7年市議会第3回定例会に補正予算案を提案し、可決後、事業の実施に向けた準備を進めます。